6　準用貸金業法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める方法は、前項各号に掲げる事項を日本産業規格Ｚ八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載した書面を交付又は送付する方法とする。ただし、金融サービス仲介業者又は金融サービス仲介業者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて金融サービス仲介業者その他の者から委託を受けた者の従業者であって、当該金融サービス仲介業者の商号、名称若しくは氏名又は当該従業者の氏名を明らかにするよう相手方の請求があった場合は、準用貸金業法第十二条の四第一項に規定する証明書の提示によることができる。

第三節　経理等

（業務に関する帳簿書類）

第百三十八条　金融サービス仲介業者は、法第三十三条の規定により、次の各号に掲げる帳簿書類を作成し、当該各号に定める期間保存しなければならない。

一　法第十一条第二項各号に掲げる媒介に係る記録　その作成の日から五年間

二　法第十一条第三項に規定する媒介に係る記録　保険契約が消滅した日から五年間

三　法第十一条第四項第一号から第三号までに掲げる行為に係る記録　その作成の日から七年間

四　法第十一条第四項第四号に掲げる媒介に係る記録　その作成の日から十年間

五　法第十一条第五項に規定する媒介に係る記録　貸付けの契約に定められた最終の支払期日（当該契約に基づく債権が弁済その他の事由により消滅したときにあっては、当該債権の消滅した日）から少なくとも十年間（極度方式基本契約を締結した場合にあっては、当該極度方式基本契約及び当該極度方式基本契約に基づく全ての極度方式貸付けに係る契約について、当該極度方式基本契約の解除の日又はこれらの契約に定められた最終の支払期日のうち最後のもの（これらの契約に基づく債権の全てが弁済その他の事由により消滅したときにあっては、その消滅した日）のうちいずれか遅い日から少なくとも十年間）

（業務に関する帳簿書類の記載事項）

第百三十九条　前条第一号の帳簿書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　媒介を行った年月日

二　顧客及び相手方金融機関の氏名、商号又は名称

三　媒介に関して顧客が金融サービス仲介業者に支払うべき手数料等の額

四　顧客の口座番号

五　顧客の口座が開設されている相手方金融機関及び店舗の名称

六　法第十一条第二項第一号に規定する契約の締結の媒介を行う場合にあっては、次に掲げる事項

イ　預金等の種別

ロ　預入金額、預入年月日及び利率並びに払戻しの期限がある場合にあっては当該期限

七　法第十一条第二項第二号に規定する契約の締結の媒介を行う場合にあっては、次に掲げる事項

イ　貸付けの金額

ロ　貸付けの利率

ハ　返済の方式

ニ　返済期間及び返済回数

ホ　賠償額の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、その内容

八　法第十一条第二項第三号に規定する契約の締結の媒介を行う場合にあっては、次に掲げる事項

イ　振込先の氏名又は名称

ロ　振込先の口座番号

ハ　振込先の口座が開設されている銀行その他の金融機関及び店舗の名称

ニ　取引金額

2　前条第二号の帳簿書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　媒介を行った年月日

二　顧客及び相手方金融機関の氏名、商号又は名称

三　媒介に関して顧客が金融サービス仲介業者に支払うべき手数料等の額

四　被保険者及び保険金額を受け取るべき者の商号、名称又は氏名

五　保険契約の種類及びその内容

六　保険の目的及びその価額

七　保険金額

八　保険期間の始期及び終期

九　保険契約に係る保険料

十　保険契約が自己契約（準用保険業法第二百九十五条第一項に規定する自己契約をいう。）であるときは、その旨

十一　保険契約者に対して行った保険契約の締結の媒介の内容

3　前条第三号の帳簿書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、同一日において価格が変動しない投資信託受益証券等（投資信託若しくは外国投資信託の受益証券、投資証券又は外国投資証券で投資証券に類する証券をいう。）については、当該事項に代えて、顧客の氏名又は名称、銘柄（取引の対象となる金融商品若しくは金融指標又は取引の条件を記載した契約書に記載されている契約番号その他取引の対象を特定するものを含む。第五号において同じ。）、売付け又は買付けの別、申込みを受けた数量、約定数量、申込みを受けた日及び約定日を記載することができる。

一　相手方金融機関の自己又は委託の別

二　顧客及び相手方金融機関の氏名、商号又は名称

三　法第十一条第四項第一号から第三号までに掲げる行為に関して顧客が金融サービス仲介業者に支払うべき手数料等の額

四　取引の種類

五　銘柄

六　売付け又は買付けの別

七　申込みを受けた数量

八　約定数量

九　指値又は成行の別（指値の場合にあっては、その価格及び注文の有効期限（当該有効期限が当日中であるものを除く。）を含む。）

十　申込みを受けた日時

十一　約定日時

十二　約定価格

4　前条第四号の帳簿書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　媒介を行った年月日

二　顧客及び相手方金融機関の氏名、商号又は名称

三　媒介に関して顧客が金融サービス仲介業者に支払うべき手数料等の額

四　媒介の内容

5　前条第五号の帳簿書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　媒介を行った年月日

二　顧客及び貸主（保証契約にあっては主たる債務者及び保証人）の商号、名称又は氏名及び住所（極度方式貸付けに係る契約にあっては、当該契約の契約番号その他をもって代えることができる。）

三　媒介に関して顧客が金融サービス仲介業者に支払うべき手数料等の額

四　準用貸金業法第十七条第一項第三号から第八号までに掲げる事項（第百三十二条第一項第一号、第二号、第九号及び第十号に掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約にあっては次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）

五　準用貸金業法第十七条第二項第二号から第七号までに掲げる事項（第百三十二条第三項第一号、第二号及び第九号から第十一号までに掲げる事項を除く。）